

令和 6 年度
第 3 回いわき市地域自立支援協議会

資 料

いわき市保健福祉部
障がい福祉課

目 次

令和6年度協議会委員名簿	1 頁
協議会の体系	2 頁

議案

(1) 専門部会等活動状況について

・運営会議	3 頁
・地域生活支援部会	4～6 頁
・児童・療育支援部	7～8 頁
・就労支援部会	9～10 頁
・障がい当事者部会	11～12 頁
・地域会議(北部)	13 頁
・地域会議(南部)	14～15 頁

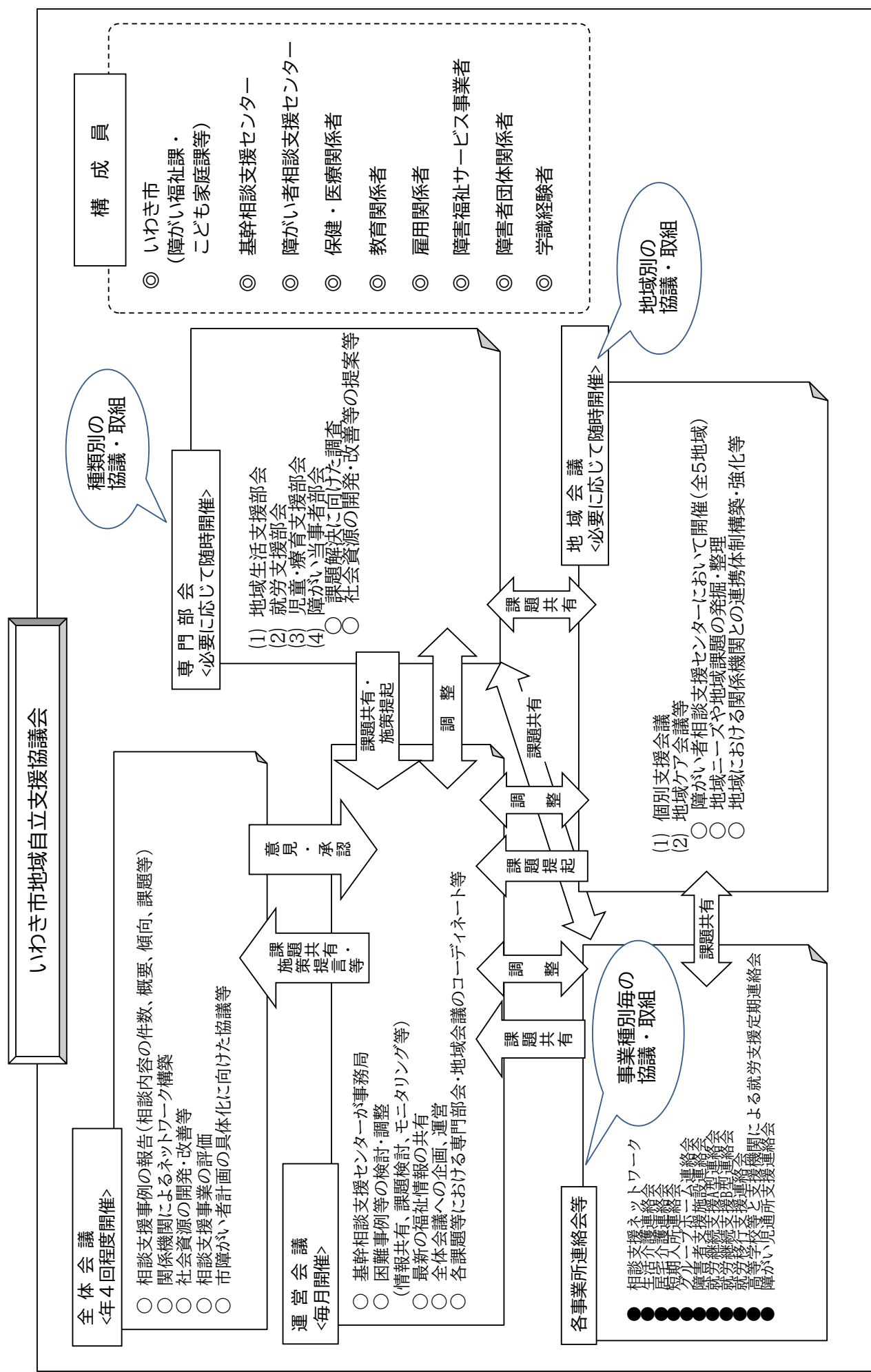
(2) 日中サービス支援型共同生活援助の評価について

(3) 障害者差別解消法に係る対応について

令和6年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿

区分	人数	所属団体職名	氏名	備考
学識 経験者	3名	医療創生大学 健康医療科学部 講師	はるやま かよ 春山 佳代	
		独立行政法人国立病院機構いわき病院 (内科)	いしい あきこ 石井 亜紀子	
		公益財団法人磐城済世会舞子浜病院 (精神科)	しが ただお 志賀 忠夫	
障がい者 福祉団体	6名	いわき市盲人福祉協会 女性部会 会計	よしえ みちこ 吉江 路子	
		いわき市手をつなぐ育成会 監事	よしむら ますみ 吉村 真澄	
		いわき地区自閉症児・者親の会 会長	わたなべ 渡辺 さゆり	
		いわき市身体障害者福祉協会 会長	すずき せつこ 鈴木 世津子	
		いわき聴力障害者会 副会長	いしい しずこ 石井 静子	
		いわき市腎臓病患者友の会	はせがわ ゆうぞう 長谷川 勇三	
障がい者 福祉施設	5名	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	はせがわ ひでお 長谷川 秀雄	副会長
		社会福祉法人いわき福音協会 野の花ホーム 所長	たなか あつこ 田中 敦子	
		社会福祉法人育成会 理事長	さとう みさえ 佐藤 みさ江	
		社会福祉法人誠心会 理事兼事務局長	たにひら ようそ 谷平 耀宗	会長
		社会福祉法人希望の杜福祉会 グリーンアップルズホーム 管理者	いしやま きみえ 石山 紀美江	
障がい者 関係機関	5名	福島県立いわき支援学校 校長	あかさか たけし 赤坂 剛	
		福島県立平支援学校 校長	わたなべ たかお 渡部 孝男	
		いわき公共職業安定所 所長	うめはら きとし 梅原 佐登志	
		いわき障害者就業・生活支援センター 所長	すどう かつし 須藤 勝志	
		いわき市社会福祉協議会 生活支援課 生活支援係長	おおわだ みのり 大和田 実利	
市民代表	1名	いわき市ボランティア連絡協議会	わたなべ しげこ 渡辺 成子	
合計	20名			

令和6年度いわき市地域自立支援協議会の体系



令和6年度専門部会等活動状況（令和6年11月1日現在）

運営会議	
部会等の目的	4月～11月までの評価
障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、地域自立支援協議会の調整機能を果たす。 また、各部会等の個別ケースを集約及び事例検討し、全体会への課題提起を行う。	10月までで月に1回、計7回開催した。 各専門部会の進捗及び、地域会議の開催状況を確認し、地域から出された課題について協議・検討の調整機能を果たした。
令和6年度の協議課題等	進捗状況等
① 地域課題の整理 ② 課題を検討する場の設定 ③ 全体会への課題提起・報告・提言	・地域会議での開催状況の報告を行い、各地域で抽出された地域課題の共有を行った。 ・各専門部会の進捗状況の報告を行い、課題の共有及び整理を行った。 ・地域会議で挙げられた個別事例に係る資源の活用について、社会福祉法人との連携により、具体的な動きにつなげていく予定。 ・今後の専門部会について、部会の協議内容に関係する協議会の委員にも参加していただきたいとの意見があった。今後、部会から依頼があった場合は、部会への参加をお願いしたい。 ・運営会議から全体会への協議内容の報告について、次回から各専門部会等から抽出された課題を一覧にして報告する形式に変更する予定。

令和6年度専門部会等活動状況（令和6年11月1日現在）

地域生活支援部会	
部会等の目的	4月～11月までの評価
障がい者等が望む暮らしが当たり前のできる地域づくりを進める。	年度6回の部会開催を予定しており、現時点では予定通りに実施できている。 ・4月23日に第1回開催 ・6月28日に第2回開催 ・8月30日に第3回開催 ・9月25日に部会員で事業所訪問（GH） ・11月18日に第4回開催予定
令和6年度の協議課題等	進捗状況等
1. 人材確保・育成について	福祉人材の確保・育成・定着については福祉業界全般で大きな課題となっている。 部会において、人材育成についての研修会や人材確保に関するセミナーを複数回開催することで、市内の福祉関連事業者の人材不足解消に寄与することを目的とした。 具体的な研修・セミナー内容は以下の通り。 ・第1回人材確保セミナー（7/29開催） 【効果的な広報の方法について】をテーマとし、自法人の人材確保の取組みの紹介だけではなく、他法人の取組みや広報方法、SNS等の活用方法について学ぶことを目的に、若い世代に有用な情報が届くような工夫について等、全3回のセミナー形式で開催していく。 参加者：障がい関係7法人10名 高齡関係2法人3名 ・第1回フォローアップ研修（8/19開催予定） 相談支援専門員、サビ児管を対象に事例検討を通しアセスメントの方法を学び、支援の質の向上を目指すことを目的に実施。 ・第2回人材確保セミナー（10/21開催） 【テーマ：人が辞めない組織文化作り】 参加者：障がい関係5法人9名 高齡関係2法人3名 内 容： ・第1回の研修後に各法人で取り組んでみたこと、意識が変わったことについて。 ・法人理念、行動指針等、他法人の文化についての意見交換、自法人の魅力や強みの再確認。

	・福祉業界の魅力について改めて考えてみる ・自法人で働き続けている人、辞めてしまった人の分析、それらを踏まえた自法人で雇いたい人材の具体的な人物像について考察。 ・採用するためにどんな組織文化を作っていたらよいか。そのための課題、できることについて検討。 第3回人材確保セミナーは1月開催予定。 ・第2回フォローアップ研修（2月予定） 国の推進する「拠点等事業」について、本市では、地域生活支援コーディネーターを配置しており、拠点整備に従事している状況である。 これまで、コーディネーターの活動報告等は協議会内で行ってきたが、コーディネーターの役割や活動状況のみならず、活用できる地域の社会資源について一覧にするなど、見える化を図ることで、拠点整備事業の成果をより見やすく、伝わりやすい形にしていくことを目指す。 相談支援専門員（養成研修）実施前に心構えや研修受講における注意点等を事前に受講者に伝えておくことで、より質の高い相談員の育成を目指して下記の研修を実施。 ・相談支援従事者養成研修事前ガイダンス研修（5/28開催） また、これまで県において実施していた圏域毎のファシリテーター養成について、令和6年度より、各圏域で養成していくという整理をされた。そのため、本市においてもファシリテーターを養成していく必要があり、その役割を部会において担うこととしたもの。 ファシリテーターの養成は、相談支援体制の強化を図ることにも寄与すると考えられることから、下記のとおり研修を開催する予定。 ・ファシリテーション研修（12/20予定）
2. 拠点整備事業の評価について	
3. 相談支援体制の強化について	

地域生活支援部会

進行管理シート

R6.11.1現在

No.	協議課題等	取り組み時期（上段：予定、下段：実行）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	部会開催	○		○		○		○		○		○	
2	人材確保・育成について	○		○		○	日中サード ビス支援 型GH訪問	人材確保 セミナー ②10/21 『人が寝めない 組織文化づく り』			人材確保 セミナー ③	フォロー アップ研 修②	
3	拠点整備事業の評価について												
4	相談支援体制の強化について												

機能評価等について部会にて検討

令和6年度専門部会等活動状況（令和6年11月1日現在）

児童・療育支援部会	
部会等の目的	4月～11月までの評価
障がい児やその保護者が自立した生活を営める地域共生社会の実現を目指す。	【部会】 ・第1回目部会7月22日(月) ・第2回目部会10月25日(金) 開催。 ・12月にWG開催予定。 ・第3回目部会を2月に開催予定。 【事業所連絡会】 ・第1回障害児通所支援事業所連絡会を9月2日(月)に開催。 ・第2回を12月19日(木)(冬休み前)、 ・第3回を3月(春休み前)に開催予定。
令和6年度の協議課題等	進捗状況等
●5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点に基づいた事業所の質の向上（国ガイドラインを踏まえて） ●児童用セルフプラン様式完成 →相談支援ネットワーク会議での議題へ移行 ●学校と福祉の連携 ●医療的ケア児支援体制の在り方	【部会】 ・第2回目まで開催。第3回目を2月に開催予定。 ・就学支援に資するため、現状のシステムやツールの利活用や、就学を控えた児童・保護者へ福祉制度及び繋ぎ方の情報発信に取り組むべきと協議中。 ・第3回目部会前に「就学児保護者に向けた情報発信について」のWGを実施予定。 【事業所連絡会】 ・第1回目連絡会開催。60事業所参加。 ・内容について、テーマは「学校と福祉の連携」とし、教育支援室の特別支援教育アドバイザー松崎氏及び教育支援室岩本室長からの講演と、加算や国発出のガイドラインを踏まえた連携の在り方について周知。 ・グループワークを通じて意見交換や交流を行い、連携の場とした。 ・第2回目を12/19(木)開催予定。

児童・療育支援部会

進行管理シート

R6.11.1現在

No.	協議課題等	取り組み時期（上段：予定、下段：実績）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	部会開催				○			○				○	
2	障害児通所支援事業所連絡会						○			○			○
3	新規指定事業所訪問				※ 指定状況を踏まえて実施								
4	ガイドブックの更新				※ 部会の進捗状況を踏まえて実施								

令和6年度専門部会等活動状況（令和6年11月1日現在）

就労支援部会	
部会等の目的	4月～11月までの評価
障がい者が自立した生活を送るための障がい者の賃金・工賃の向上及び一般就労の推進を図る。	今年度は、実際の就労支援のプロセスを当事者、事業所と共に部会で検討し、就労支援のスキームを追っていくこととした。（2名、B型2事業所） また、あらたに通勤手段の減少による退職や時間の減少など障がい者の就労の権利への影響が見られたため、部会にて協議事項として検討することに。 開催日（第1回：5/23、第2回：6/27、第3回：11/6予定）
令和6年度の協議課題等	進捗状況等
① 就労実践のすすめ方 対象者2名を選定し、就労支援部会内で情報共有し、就労に向けたサポートをする。 ② 移動の課題について 障がい者の就労の権利の保証について。企業で雇用されている障がい者や就労系福祉サービス利用における移動（バスなど）の課題について情報収集、実態把握を行い、対応について協議を行う。	① 就労支援部会内で対象者個人の情報を共有し、就労に向けたサポートをすることについて、当事者への説明と同意を得たうえで、部会内でアセスメントを行い、実際の支援現場での方向性の共有を行った。今後は、関係機関での支援経過を追いながら協議を続けていく。 ② 実態把握のため企業、就労系福祉サービス事業所より情報収集をしている。 各事業所に照会するためのアンケート様式の内容について検討し、8月に照会済み。（回答期限：8月30日） 現在、集計している段階であり、次回就労支援部会（11月6日）で内容を共有する。

就労支援部会

進行管理シート

R6.11.1現在

取り組み時期（上段：予定、下段：実行）													
No.	協議課題等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	就労支援部会開催（就労実践）		○	○					○			○	
2	企業で雇用されている障がい者及び就労系福祉サービスを利用している障がい者の移動（バスなど）の課題の状況把握に係るアンケート調査						照会	回答とりまとめ	回答とりまとめ				
3	卒業後就労継続支援B型利用を希望する支援学校生の就労アセスメント先の調整									移行支援事業所の受入数照会	支援学校生徒への希望調査	アセスメント先の調整	アセスメント先の決定

対象者の状況を就労支援部会のメンバーで共有し就労実践に向けたサポート

令和6年度専門部会等活動状況（令和6年11月1日現在）

障がい当事者部会	
部会等の目的	4月～11月までの評価
障がいを持つ当事者の声を聴くことにより、より質の高い相談支援体制を確保すること及び障がい種別を越えての障がい当事者間の交流を深める。	・5月27日(月) 第1回部会開催 ・7月29日(月) 第2回部会開催 ・9月17日(火) 第3回部会開催
令和6年度の協議課題等	進捗状況等
・委員同士、各障がいごとの相互理解。 ・協議の場の雰囲気、ルール作り。 ・メインとなる議題と会議の方針策定。	◎第1回目部会を開催。 ・部会長、副部会長を選出した。 ・予定されている年6回の部会のほかに、隔月で集まることとした。 ◎第2回目部会を開催 ・民間の事業所に障がい者用トイレに対する意見やアドバイスを求められ、今後対応していく。もしくは、必要な助言などの対応が可能な機関につなぐ。 ◎第3回目部会を開催 ・昨年度、庁舎見学をした際に気づいた点などについて、要点などを整理していく。 以降の部会で精査しまとめる方向。

当事者部会

進行管理シート

R6.11.1現在

No.	協議課題等	取り組み時期（上段：予定、下段：実績）											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	部会開催		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	いわき市役所本庁舎のバリアフリーについて		○	○	○	○	○	○	○			○	

令和6年度地域会議活動状況（令和6年11月1日現在）

地域会議（北部地域）	
目的	8月～10月までの評価
地域における互助・共助の強化に向け、ネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促し地域課題の抽出およびその解決策の検討を行うことにより、障がい児者が自らの意思で暮らし続けることのできる地域づくりにつなげる。	居場所づくりは、互いに顔を知る関係になってきたこともあり、こちらからの働きかけがなくても交流が図れるようになってきている。 個別ケア会議や事業所ネットワークについては、他機関と協働しながら今後実施する場を設けていきたい。
令和6年度の協議課題等	進捗状況
1 居場所づくり 当事者が集い、気軽に話し合うことのできる集まりを開催する。	【北部・内郷地区】 居場所づくり開催 (7/23、8/20、9/17、10/25) 天空の里山（四倉町）にて自然に触れながら当事者、地域住民、支援者等と交流できる機会をつくることができた。 利便性や季節に合わせた環境（熱中症予防等）をできないかと考え、他にも開催できる場所を検討中。 当事者が固定化されつつあるので、周知方法や地域のニーズとのズレが生じていないか検討が必要。
2 個別ケア会議 本人の意思や個別性に着目しながら関係機関や地域関係者と連携し、より望ましい支援に向けて協議する場を適宜設ける。	【北部・内郷地域】 ・生活課題（金銭管理、居住環境、多頭飼育等）がある障がい世帯や単身生活者を地域でどう支えていくか関係機関にも協力して頂き今後検討する場を設ける予定。
3 事業所ネットワーク会議等 地域サービス事業所関係者や関係機関等による会議を開催し、顔の見える関係づくりに取り組むとともに、サービス種別を超えた関係性を構築し、切れ目のない支援体制づくりを図る。	【北部・内郷地区】 ・第2回サビ管交流会を12/11に開催予定。 場所は中央台公民館。前回同様、平地区のサビ管、児発管へ案内を送付予定。

令和6年度地域会議活動状況（令和6年11月1日現在）

地域会議（南部地域）	
目的	8月～10月までの評価
地域における互助・共助の強化に向けネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促し地域課題の抽出及びその解決策の検討を行う ことにより、障がい児者が自らの意思で暮らし続けることのできる地域づくりにつなげる。	8050問題、社会との繋がりづくり、世帯支援、未就学児への療育力向上、地域支援のネットワーク強化等、個別の課題や地域の実情に応じた課題に対し、多職種多機関による取り組みを展開中。 個別課題から抽出された地域課題としては、入所施設での対応が困難となり精神科入院が長期化している知的障がい者の受け皿づくりが挙げられ、地域での支援力が問われている。
令和6年度の協議課題等	進捗状況
Ⅰ 居場所づくり 当事者が集い、気軽に話し合うことのできる集まりを開催する。	【小名浜地域】 高齢の方も障がいのある方も参加でき、地域の方々が福祉と繋がる場として「第5回みなまるカフェ」を11/13(水)に開催予定。地域住民や社会福祉法人による実行委員会を組織し、開催に向け準備している。 【勿来・田人地域／常磐・遠野地域】 ご本人だけでなくご本人を取り巻く家族も一緒に支援を行うことを目的に、9/13(金)第1回『いらっshy』開催した。会社勤めをしていた長男が突然引きこもりとなってしまった母親、長女が若年性認知症の診断を受けた母親、その他障がいをおもちのご本人等が参加され、それぞれの思いや悩みを語らった。具体的な対応方法等については、社会福祉士や精神保健福祉士等が専門的な視点でアドバイスを行った。 【常磐・遠野地域】 障がい者、高齢者、児童など誰でもくつろぎ交流できる共生型カフェ「ぷらっとカフェ」を常磐・遠野地域包括支援センターと共同で、常磐関船地区のディサービスをお借りして9/28（土）に開催。8050世帯に声掛けをして高齢の親も参加している。

2 個別ケア会議の開催

本人の意思や個別性に着目しながら関係機関や地域関係者と連携し、より望ましい支援に向けて協議する場を適宜設ける。

【小名浜地域】

入所施設で対応困難となり、精神科入院が長期化している強度行動障がいのある知的障がいの方への支援について、多機関多職種で協議。受け皿の見通しは立っていない。

【勿来・田人地域】

9/6(金)個別ケア会議開催。世帯全員が知的障がいや精神障がい等を有し、様々な課題が発生しているケースについて具体的な支援方針を協議した。

【常磐・遠野地域】

アルコール依存症で退院後GHに入居したが再飲酒してしまったケースについて関係機関との支援会議を開催し支援方針を協議。

8050世帯について今後の緊急時、本人の
居住先などについて当事者を交えての支援
会議を開催し支援方針を協議。

3 事業所ネットワーク会議等

地域サービス事業所関係者や関係機関等による会議を開催し、顔の見える関係づくりに取り組むとともに、サービス種別を超えた関係性を構築し、切れ目のない支援体制作りを図る。

【小名浜地域】

児童発達支援ネットワーク会議を今年度4回開催した。官民協働で企画運営し、就学支援や家族支援の実践報告等の情報交換会や、アイデア発見シートを活用した事例検討会を重ね、療育の実践力向上に取り組んでいる。

【勿来・田人地域】

11/26(火)事業所ネットワーク会議開催
予定。テーマは「精神障がいをもつ利用者
への対応方法」とし、市内精神科病院の訪問
看護の看護師を講師としてお呼びし、講話や
事例検討を行う予定となっている。

【常磐・遠野地域】

11/14(木)に今年度第2回目の事業所ネットワーク会議を開催予定。社会資源マップの完成版を配布する予定。

いわき市における日中サービス支援型共同生活援助事業の 実施状況等の報告・評価の方法

1 報告・評価の場

いわき市自立支援協議会 地域生活支援部会

2 報告頻度

毎年度1回。新たに指定を受けた年度の次の年度に1回目の実施状況等報告を行う。新規指定事業所の場合は6ヵ月以上の運営実績により報告する。

3 報告方法

別紙「日中サービス支援型共同生活援助に係る事業実施状況報告書」及び入居者に係る「個別支援計画（1事例以上）」を提出のうえ、管理者及びサービス管理責任者は地域生活支援部会の委員が現地確認の上、運営状況について報告を行うこととする。

なお、加算の取得状況に応じて、別途書類の提出を求める。

4 評価、要望、助言等について

事業者から提出された報告書に基づき、地域生活支援部会は評価を行うとともに、必要に応じて要望や助言をする。なお、評価等の内容については、書面により事業者へ通知する。

【参考】根拠法令

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」

(1) 日中サービス支援型共同生活援助の基本方針

(基本方針)

第二百十三条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(2) 運営に関する基準

(協議の場の設置等)

第二百十三条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

日中サービス支援型共同生活援助に係る事業実施状況報告書

協議会等への報告日 令和6年11月22日 (※市担当者記入欄)

※当該事業の実施状況を評価するため、関係機関と情報共有させていただきますのでご了承願います。

1 基本情報	提出日	2024年 9月 13日	本件担当者名/連絡先: 鈴木秋恵 0246-41-9150
フリガナ	ソーシャルインクルーカブシキガイシャ		
法人名	ソーシャルインクルー株式会社		
フリガナ	ソーシャルインクルーホームイワキカシママチ		指定年月日
事業所名	ソーシャルインクルーホームいわき鹿島町		令和5年8月1日
事業所所在地	(〒971-8141) 福島県いわき市鹿島町走熊字小神山90番地		
電話番号	0246-41-9150		
管理者氏名	鈴木 秋恵	サービス管理責任者氏名	鈴木 秋恵
サービスの種類 及び定員	日中サービス支援型共同生活援助ユニット1 定員 10 名		
	日中サービス支援型共同生活援助ユニット2 定員 10 名		
	短期入所 定員 2 名		
対象とする障害種別	知的障害、精神障害、身体障害、難病		

2 人員配置の状況(令和 6年 9月 1日時点)

人員配置	職名	日中の人員配置		夜間の人員配置	
	世話人	常勤 0名	非常勤 5名	常勤 0名	非常勤 11名
		(常勤換算 1.8名)		(常勤換算 3.1名)	
	生活支援員	常勤 4名	非常勤 2名	常勤 3名	非常勤 0名
		(常勤換算 3.1名)		(常勤換算 0.2名)	
	看護師	常勤 1名	非常勤 0名	常勤 0名	非常勤 0名
		(常勤換算 1名)		(常勤換算 0名)	
	その他の人員	常勤 0名	非常勤 0名	常勤 0名	非常勤 0名
		(常勤換算 0名)		(常勤換算 0名)	

3 利用者の状況(令和 6年 9月 9日時点)

区分別利用者数	区分1: 人、区分2: 人、区分3: 3人、区分4: 9人、区分5: 3人、区分6: 5人 区分なし: 人 合 計: 20人		
利用者の障害種別	身体障害: 7人 知的障害: 7人 精神障害: 10人 難 病 等: 2人	利用者の年齢層	29歳以下 : 4人 30歳～39歳: 3人 40歳～49歳: 5人 50歳～59歳: 3人 60歳以上 : 5人
日中活動サービスの利用状況	日中、主に日中活動サービスを利用する方: 12人 日中、主にグループホームで過ごす方: 8人		

4 施設の状況

施設の平面図及び写真を添付してください。(写真は外観、内観、食堂、浴室等)

5 災害危険区域等該当の有無

	ゾーン種別	種類	該当の有無
災害区域の確認	災害レッドゾーン	災害危険区域	該当()・非該当(☒)
		土砂災害特別警戒区域	該当()・非該当(☒)
		地すべり防止区域	該当()・非該当(☒)
		急傾斜地崩壊危険区域	該当()・非該当(☒)
	災害イエローゾーン	浸水想定区域	該当(m)・非該当(☒)
		土砂災害警戒区域	該当()・非該当(☒)
直近1年間の避難訓練の実施状況	避難訓練実施回数 2回 (直近の避難訓練実施日:2024年3月7日)		
	避難訓練における地域住民の参加や連携の有無(※努力義務) 有()・無(☒)		

6 運営状況等について

日中GHで過ごす利用者にとどのような支援を行っているか。	個別支援計画に基づき入浴、排泄等の身体介助や外出等の介助を行っている。入浴について希望を伺い本人希望の時間に入浴できるよう準備等の支援を行い、軟膏塗布等その日その日の利用者様の状態等異常が無いか確認させて頂いている。食事の提供や水分の提供等、利用者様によっては食事介助を行っている。排泄は利用者様により誘導や一部介助、おむつ交換等を行っている。洗濯、乾燥は毎日行い、リネン交換については週に1度行っている。汚染した場合にはその都度洗濯しご本人様が不快にならないよう配慮。各居室、共有部分は毎日掃除を行い清潔を保てるよう支援。喫煙者には希望の時間に安全に喫煙できるよう環境を整えている。
外出や余暇活動等の社会生活上の支援を行っているか。	事前に外出希望を募り利用者様の意思を尊重している。将棋やカラオケ、近くのスーパーに買い物に行くなど対応を行っている。病院受診についてはホーム職員が同行しご本人様の状態や変化等をDr.や看護師、CWと情報共有し、提携薬局と共に薬の管理を行っている。イベント(節分、お花見等)時期にあったものや希望に沿ったものを企画し行っている。
計画相談事業所や他の障害福祉サービス事業所との連携を図っているか。	細かな事でも情報共有を図るため変化があった際その都度連絡を取り共有している。(特に計画相談員がメインで連絡を取っている)計画相談員によっては電話に出る事が難しい場合にはメールでやりとりする時もあり。通所先やヘルパー事業所とは毎月の予定の確認等、本人の状態や排泄状況等はその都度連絡ノートに記載や電話連絡等でやりとりを行っている。
指定計画相談支援の利用状況	計画相談支援の決定を受けている利用者数: 20人 ⇒同一法人以外の計画相談支援を利用している利用者数: 20人 ⇒同一法人の計画相談支援を利用している利用者数: 人
短期入所の受け入れ状況	延べ利用者数: 9人 (2023年 12月から 2024年 9月) 緊急短期入所受入の有無: 有(☒)・無()
地域住民との交流を行っているか。	現在の所図れていない。隣の家の方と世間話をする程度。今後、地域のお祭りやゴミ拾い等積極的に参加していきたいと考えている。
身体拘束等の適正化の取組状況	・身体拘束等適正化の対策を検討する委員会の実施 有(☒)・無() [実施予定: 年 月] ・委員会の開催内容の従業員への周知 有(☒)・無() [実施予定: 年 月] ・従業員向けの身体拘束等適正化に係る研修実施 有(☒)・無() [実施予定: 年 月]
虐待防止の取組状況	・虐待防止の対策を検討する委員会の実施 有(☒)・無() [実施予定: 年 月] ・委員会の開催内容の従業員への周知 有(☒)・無() [実施予定: 年 月] ・従業員向けの虐待防止に係る研修実施 有(☒)・無() [実施予定: 年 月] ・虐待防止に係る担当者 有(☒)・無() [実施予定: 年 月]
前回の協議会からの要望や助言等への対応 (※2回目以降の報告の場合のみ)	

ソーシャルインクルーホーム いわき鹿島町
外観



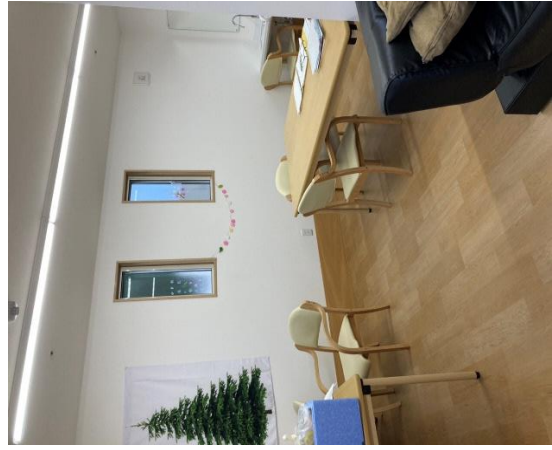
居室 (6畳) クローゼットあり



廊下



食堂 (テーブル、椅子、ソファあり)



処理室 (洗濯機2台、乾燥機2台)



エレベーター内



浴室（機械浴）



浴室（一般浴）



脱衣所



トイレ（1階1か所、2階1か所）



トイレ（1階3か所、2階3か所）



現地調査時チェックリスト(日中サービス支援型共同生活援助用)

苦情、虐待事案への対応等の体制の整備		チェック欄
No.1	虐待防止に対する責任者を定めている。	☐ はい ☐ いいえ
No.2	虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。	☐ はい ☐ いいえ
No.3	苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内をするとともに、苦情解決責任者等を規定等に定め、利用者からの苦情の解決に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
No.4	苦情相談への対応について、第三者委員を定め、利用者に案内をしている。	☐ はい ☐ いいえ
No.5	職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制を整えている。	☐ はい ☐ いいえ
No.6	施設内での虐待事案の発生時の対応方法を具体的に文章化している。	☐ はい ☐ いいえ
No.7	施設内での虐待事案が発生した場合の再発防止策を具体的に文章化している。	☐ はい ☐ いいえ

外部からのチェック		チェック欄
No.8	「福祉サービス第三者評価事業」を活用し、サービスの質の向上等に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
No.9	「福祉サービス第三者評価事業」を一定の期間ごとに、継続的に受審している。	☐ はい ☐ いいえ
No.10	虐待の防止や権利擁護について継続的に外部の専門家や法人内の他の施設の職員等による評価、チェックを受けている。(第三者評価事業の受審を除く)	☐ はい ☐ いいえ
No.11	施設・事業所の事業・監査において虐待防止に関わるチェック等を実施している。	☐ はい ☐ いいえ
No.12	ボランティアの受入を積極的に行っている。	☐ はい ☐ いいえ
No.13	実習生の受入を積極的に行っている。	☐ はい ☐ いいえ
No.14	家族、利用希望者の訪問・見学は随時受けている。	☐ はい ☐ いいえ

利用者の生活の質向上に向けた取り組み		チェック欄
No.15	施設において利用者の金銭及び、貴重品を預かっている場合、その管理は複数の職員によるチェック体制のもとになされている。	☐ はい ☐ いいえ
No.16	施設は、利用者またはその家族の意見や要望を聴く場を設けている。	☐ はい ☐ いいえ
No.17	施設経営者・管理者は、職員の意見や要望を聴く場を設けている。	☐ はい ☐ いいえ
No.18	施設経営者・管理者は、施設職員同士がコミュニケーションを行う機会の確保に配慮や工夫を行っている。	☐ はい ☐ いいえ
No.19	利用者の要望や必要に応じて成年後見制度の利用支援を行っている。	☐ はい ☐ いいえ
No.20	希望や必要に応じて成年後見制度の活用等について利用者・家族に説明を行っている。	☐ はい ☐ いいえ
No.21	利用者・家族からの情報開示にいつでも応じられる準備をしている。	☐ はい ☐ いいえ
No.22	虐待の防止や権利擁護について利用者、家族、関係機関との意見交換の場を設けている。	☐ はい ☐ いいえ

支援状況の確認シート

○日中支援の状況や個々のニーズに応じた支援の提供状況について

○外部サービスとの連携状況について

・日中活動事業所

・訪問事業所（看護等）

○計画相談事業所との連携状況について

・個別支援計画出しているか など

○地区保健福祉センターとの連携状況について

日中サービス支援型共同生活援助事業に係る評価・意見書

ソーシャルインクルー株式会社 代表取締役社長 松下 展千 様

事業所名	フリガナ	ソーシャルインクルーホームイワキカシママチ
	名称	ソーシャルインクルーホームいわき鹿島町
	所在地	いわき市鹿島町走熊字小神山 90 番地
本件を協議した日		令和 6 年 9 月 25 日
総合評価		5 : 大変良い 4 : 良い 3 : 標準 2 : やや不十分 1 : 不十分
【地域生活支援部会からの意見】 提出していただいた「日中サービス支援型共同生活援助に係る事業実施状況報告書」及び現地調査により、当市に所在のある貴法人の所管事業所の状況について確認させていただきました。確認した状況としましては、サービス管理責任者については役割・業務を適切に遂行しているので、今後も継続して取り組んでいただければと思います。 しかしながら、施設の運営をするにあたり、「施設の財政部門における管理業務」や「利用者支援にあたる世話人業務」などの業務について、一部の職員に依存している状況も見受けられますので、その点については、職員全体のスキルアップを視野に入れて、主導的な役割を担えるように貴法人が各施設に働きかけていただければ運営の質がさらに高まると考えられます。 以上を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む上でも、利用者の意見を尊重し施設運営へ反映させることが必要であると考えられますが、次の事項について検討願います。 【日中支援の状況や個々のニーズに応じた支援の提供状況に対する検討について】 ・ 外出について、利用者が 1 週間前の事前申請をすることとしておりますが、利用者が負担を感じていることから、利用者の外出の制限をグループホームの運営に支障の無い範囲で緩和するよう検討願います。 ・ 代理受領について、利用者が受けているサービスと金額について利用者から理解を得られるよう、説明やサービス向上について検討願います。 ・ 個別支援計画について、計画期間だけでなく各支援目標の達成予定時期を表示することで、支援がより具体的に行えると思われれます。そのため、各支援目標の達成予定時期の表示について検討願います。		
令和 6 年 11 月 18 日 いわき市地域自立支援協議会 地域生活支援部会		

障害者差別解消法に係る対応について

I 令和5年度障害者差別解消法に係る対応事案の報告

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者差別解消法は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共有する社会の実現につながることを目的に平成28年4月1日に施行された。

同法では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めている。

本市では、本法の制定を受け、本市職員対応要領を策定しており、対応要領において、本法に係る本市庁内の対応事案について集約し、市地域自立支援協議会へ報告するとしていることから、今般、令和5年度の対応事案について報告するものである。

(2) 障がいを理由とする差別を解消するための措置

区分	内容
不当な差別的取扱いの禁止	障がい者に対しては、正当な理由なく、障がいを理由として、財やサービス等の各種機会の提供を拒否する又は提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害を禁止すること。
合理的配慮の提供	障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(3) 本市における障害者差別解消法の周知に係る取り組みの一部

- ・新規採用職員向けに障害者差別解消法の研修を開催。
- ・事例集約時に本市対応要領を電子メールにて送付。 など

(4) 令和5年度の本市庁内における障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

区分	内容
集約方法	令和5年度の本市庁内における不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する相談及び対応事例について、各部等（行政委員会を含む）に対し照会を行った。
集約結果	① 差別的取扱い：なし ② 合理的配慮の提供：11事例 ※ 詳細については次項のとおり。

令和5年度障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

合理的配慮の提供

	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	男女共同・多文化共生センター	「男女共同参画の日」講演会において、聴覚障がいのある方も参加できるように手話通訳者を配置し、前の席を確保している。	不特定多数	男女	全年齢	身体障がい
2	四倉支所	マスクの着用やアクリルボードの設置により、職員の声が聞き取りにくいとの意見が寄せられたことから、市民課受付窓口にはマイク・スピーカーを1台設置し活用している。	不特定多数	男女	全年齢	障がい種別問わず
3	〃	聴覚障がい者だけでなく、高齢者等で希望する方には、筆談で対応できるように「筆談ボード」を市民課受付窓口に常設し、活用している。	不特定多数	男女	全年齢	障がい種別問わず
4	総合図書館	身振り手振りで問いかけてきた利用者に、カウンターで用意している『コミュニケーションボード』を提示し、「どのような用件か教えてください」と確認し、「筆談したい」と指差しをされたので、ホワイトボードを用いて対話できた。	個人	男性	70代	身体障がい
5	〃	図書館利用カードの新規登録者に、図書館作成の冊子『やさしい利用案内』を用いて、図書館の利用についてご案内した。	個人	女性	30代	知的障がい
6	広報広聴課	視力に障がいがある方の地域生活を支援するため、広報いわきを点字化・音声（テープ）化し、配布を希望する方へ配布している。	不特定多数	男女	全年齢	身体障がい

合理的配慮の提供

	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
7	保健福祉課	生活保護のしおりのフォントや文章を見直したうえ、読み仮名を付けるなど、理解しやすい内容としている。	不特定多数	男女	全年齢	知的障がい 発達障がい
8	小川・川前地区 保健福祉センター	視覚障がい者が窓口に来た際には、本人の希望を踏まえて、職員が代読・代筆するようにした。	個人	男性	50代	身体障がい
9	地域包括ケア推進課	チラシやパンフレット等を点字化したり、専用の読取装置を使うことで音声により文字情報の読み上げを行う「音声コード」を付けた。	不特定多数	男女	全年齢	身体障がい
10	〃	手話通訳者の手話が見えやすいよう一段高い場所へ配置し、聴覚障害のある方のために前の席を確保するなどの工夫を行った。	不特定多数	男女	全年齢	身体障がい
11	〃	聴覚障がい者にとっては、マスクをしていると口の動きが分からなかったり、手話によるコミュニケーションが欠かせないため、つどいの場に来ている聴覚障がい者に対し、フェイスシールドや手話を活用して対応した。	個人	女性	70代	身体障がい

□ 障害者差別解消法改正！（R6.4.1施行） □

事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されました



障がいのある方から「社会的バリア」を取り除くための
申し出があった際は、合理的配慮を提供しましょう！

障がいのある方に対する「不当な差別的取扱い
の禁止」と「合理的配慮の提供」は**義務**です！

差別的取扱いの禁止 とは

正当な理由なく、障がい者を障がい者でない者より不利に扱うこと。

例

- ・飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に入店を断る。
- ・障がいがあることを理由にアパートの契約を断る。 など

合理的配慮の提供 とは

事業者は、障がいのある方から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応が求められた時に、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

例

視覚障がいのある方に書類などの内容を読み上げながら説明する。 など

いわき市公式ホームページはこちら！ →



『令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されました！』

いわき市保健福祉部障がい福祉課
〒970-8686 いわき市平字梅本21
電話：0246-22-7485

